

## (人のうごき)

(41.5月末現在)

人口 114,064

世帯 29,259

前月に比べ

830人 232世帯の増

## 広報

## かしわ

発行所

柏市役所

柏市柏206番地

電話柏(67)1111代表

編集 秘書課広報係

六月二十日

全国一斉に

永久選挙人名簿調査へ

六月二十日を期して、全国二斎格に関する基礎調査」が行われますが、この調査の目的は、主として選挙資格の調査を行ない、「永久選挙人名簿」を調製するほか、

## 公職選挙法の改正について

国會議員及び地方公共団体の長並びに議会の議員の選挙を、正しく、公平に行なうため規定してある公職選挙法について、選挙人名簿を作成する手続きを主に改める法律の一部改正案が、今開会されている

住民登録など、市民生活にとって必要な基本的調査もかねております。今日は、特に選挙資格の調査について皆さんにお知らせし、ご協力をお願いします。

国会に上程され、六月一日に参議院において可決、即日公布されることになりました。

この改正については、市民の皆さんに直接関係がありますので、改正点の大要をお知らせします。

## 法律改正の目的

今回法律が改正される大きな原因となつたものとしては

1、選挙の都度名簿脱漏の問題が全国的に起っていること。

2、選挙人名簿に二重登録が非常に多いこと。

などの点があげられています。

そこで、国としては、全国一斉に一定の調査期日（六月二十日）によって、国勢調査に準ずる大規模な住民実態調査を実施し、この

修正し、これを永久選挙人名簿と

調査によって資格のある者は登録し、資格のない者については名簿から除くなどして、選挙人名簿を修正し、これを永久選挙人名簿と

転入者の場合はその市町村の選挙人名簿に登録されませんので

今までの問題となつた欠点が、防止できることになります。

四、選挙人名簿は、原則として常時閲覧することができるようになりました。

改正された主な点は、次のとおりです。

一、従来は職権による選挙人名簿登録制を主に採用していたものを申告を主にした制度に改められました。

皆さんご存知のとおり、選挙人名簿には、毎年九月十五日現在によって三ヶ月以上その市町村に住所のある二十才以上の者を調査して選挙管理委員会が作る基本選挙人名簿と、選挙が行なわれるつど申出にもとづいて一定の資格者を登録する補充選挙人名簿との二種類があります。

しかし、今度法律改正により今年六月に行なう実態調査によつて選挙人名簿が加除修正された後においては、原則として、常時登録申出の制度によって登録の申出をした者のみを、毎年三月と九月の年二回、選挙管理委員会が資格の有無を決定して登録する選挙人名簿一つとなりました。

この名簿は、今までのものとことなり、皆さんが一たん登録されると、住所の移動、死亡等の理由で選挙人名簿に登録される資格を失なうまで「永久」に登録されている、つまり「永久選挙人名簿」となるわけです

二、常時登録申出制度の採用によりまして、補充登録申出制度が廃止されました。

補充登録申出制度は、終戦後海外引揚者を対象として定められた制度であったものが、人口の増加によって、転出入の移動が激増したため、制度の性格が次第に変り、大都市及びその周辺の都市では、選挙の都度、この制度が大きくなりあげられてきたために、この制度を廃止して、常時登録申出制度に変えたわけです。

三、転出証明制度を採用して、名簿登録の正確を期することとなりました。

今の法律は、各市町村独自の方式で基本選挙人名簿を調製し

よく見  
よく聞き

している関係で、名簿に登録することにより、一定の書類（選挙人名簿登録抹消申請書）を持参して手続きをしない限り

に名簿洩れや二重登録があつたわけですが、この制度を採用すことにより、一定の書類（選挙人名簿登録抹消申請書）を持参して手続きをしない限り

## 実態調査の実施

以上のように、名簿は原則として「永久」に据置かれるということがありますと、その基本ともいいうべき最初の名簿は、間違いのない、しっかりとしたものを作らなければなりません。

も行ない、行政事務を速くまち  
がいのないものとするものです

三

この調査票を提出しないと原則として選挙人名簿には登録されないので、必ず六月二十九日までに、調査

票を提出してください。

二、調査票記入上の注意事項  
　こまかい点については、調査票と同時に説明書を配布しますので、ここでは簡単に説明します。

○準世帶

寄宿會、兵、病院、撥發

以上のようにて、この調査は、選挙名簿の改正がおもなねらいとなつておりますが、このほか、住民登録、米穀配給、拠出制国民年金、福祉年金、国民健康保険を含む各種

お  
願  
い

の調査をあわせていたしますので、  
調査表の提出がないと、選挙名簿  
からもられるほか、市民生活にと  
つて必要な基本事項が確認できま  
せんので、どなたも必ず正しく記  
入のうえ、調査に協力くださるよ  
うお願ひします。

でいる人は二つの世帯として他の世帯と同じ家屋内に住んでいるが、一人で別に家計たてているものは、独立して世帯とします。

養老院、自衛隊等の施設に同居している独身者の集りは、一つの世帯とします。

6月20日に実施する調査表の7点です。